

社会福祉法人 すさみ福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人すさみ福祉会（以下「当法人」という）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員については、業務に応じた報酬及び費用を弁償する。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬及び費用弁償については、別表2に定める額
- (2) 非常勤役員等については、当該会議の出席に要する費用を旅費規程に基づき、実費相当額を支払う。
- (3) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月25日に本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込む。ただし、その日が休日に当たるときは、その前日とする。
- (2) 非常勤役員等に対する報酬等は、当該会議に出席した都度支給する。

ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(3) 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 100,000円

別表2（非常勤役員等の報酬）

(1) 評議員

	報酬の額	費用弁償の額
評議員会への出席	0円	3,000円

(2) 理事

		費用弁償の額
理事会等会議への出席	0円	3,000円

(3) 監事

		費用弁償の額
監事監査等への出席	0円	3,000円

社会福祉法人 すさみ福祉会

役員等旅費規程

役員等が職務のための出張をしたときは、次に定める旅費支給表により支給する。

旅 費 支 給 額 表

	鉄道料金	タクシー料金	船 貨	航空料金	日 当	宿泊料
評議員 理 事	30km以上 乗車料金 特別急行料金	必要経費 (精算書による)	特二等 乗船貨	実 費	5,000円 10,000円	県外
監 事	30km以上 乗車料金 特別急行料金 座席指定券				3,000円 10,000円	県内

附 則

この規程は平成29年4月1日より実施する。